佐賀県告示第 229 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 29 年 3 月 10 日から平成 29 年 4 月 10 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

* 古吹の揺粉	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
県道	佐賀市富士町大字市川字風呂	後	33.7~	116.4
厳木富士線	1364 番 1 地先から		11.9	
	佐賀市富士町大字市川字風呂			
	1382 番 2 地先まで			
	佐賀市富士町大字市川字風呂	前	19.2~	120.3
	1364 番 1 地先から		8.9	
	佐賀市富士町大字市川字風呂			
	1382 番 2 地先まで			